(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県特別養護老人ホーム設置候補者選定要綱(平成11年4月1日 群馬県制定)に基づく設置希望者及び介護保険関連施設等の設置希望者の中から、各施 設の設置候補者を円滑かつ適正に選定するため、太田市特別養護老人ホーム等設置候補 者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定 める。

(所掌事務)

- 第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 特別養護老人ホーム設置希望者から提出された計画の概要を審査する。
  - (2) その他介護保険関連施設等の設置希望者から提出された計画で、審査が必要なものを審査する。

(組織)

- 第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 選定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員長は、必要に応じ選定委員会を招集し、会議の議長となる。
- 2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、健康医療部介護サービス課に置く。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- この要綱は、平成17年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

## 選定委員会委員名簿

職氏名	備  考
太田市社会福祉協議会会長	
太田市区長会長	
太田市民生児童委員協議会会長	
太田市老人クラブ連合会会長	
太田市健康医療部長	